



セーフティネット保証5号認定の申請について (通常要件)

1. 本案内の概要及び留意事項

- ・ 本案内は、セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）認定の申請に係るものとなります。
- ・ 申請窓口：佐倉市役所商工振興課（事前予約制・電話 043-484-6529）
- ・ 融資を希望される金融機関にご相談頂いたうえでご申請ください。
- ・ 認定書の有効期間内（発行日含めて30日以内）に、金融機関を通じて千葉県信用保証協会に、保証申し込みを行ってください。

2. 認定要件

- (1).1年以上継続して事業を行っている中小企業者。
- (2).経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者。
- (3).佐倉市内に事業所等の事業の実態があること。
- (4).最近3か月間又は最近6か月間の売上高等が次項、「3.売上の減少及び申請様式」の①～③のいずれかにあてはまっていること。

※最近3か月間は、売上高の集計が行われている最新月かつ申請書提出月を除いた過去4ヶ月以内の月を記載してください（最近6か月間も同様の考え方で）。

一例：申請提出月が令和4年10月の場合、最近3か月間は最も遡って
令和4年4月、5月、6月

（令和4年7月から9月までの売上高の集計が取れていない場合に限る）

3. 売上の減少要件及び申請様式について

- ① **全ての業種が「指定業種」の場合** ※一業種の場合も含む。

認定条件：「指定業種（全体）」の最近3か月間又は最近6か月間の売上高等が、前年同月比で5%以上減少。

申請様式：5号-イ- ①

(計算式)

A：申込み時点における最近3か月間又は最近6か月間の売上高等（実績）

B：Aの期間に対応する前年同期間の売上高等（実績）

$$\frac{B - A}{B} \times 100 \geq 5\%$$

② 主たる業種が「指定業種」の場合※主たる業種：1年間の売上高が最も多い業種

認定条件：下記イ、ロの両方を満たすこと

イ) 「主たる業種（指定業種）」の最近3か月間又は最近6か月間の売上高等が、前年同月比で5%以上減少。

ロ) 「全体」の最近3か月間又は最近6か月間の売上高が前年同月比で全体の5%減少。

申請様式：5号－イ－③

(計算式)

イ)

A' 申込み時点における最近3か月間又は最近6か月間の主たる業種の売上高等

B' Aの期間に対応する前年同期間の主たる業種の売上高等

$$\frac{B' - A'}{B'} \times 100 \geq 5\%$$

ロ)

A'' 申込み時点における最近3か月間又は最近6か月間の主たる業種の売上高等全体の売上高等

B'' Aの期間に対応する前年同期間の全体の売上高等

$$\frac{B'' - A''}{B''} \times 100 \geq 5\%$$

③ 複数の業種があり「指定業種」もある場合

認定条件：下記イ、ロの両方を満たすこと

イ) 「指定業種」の前年同期間との売上減少額が、前年同期間の「全体」売上額と比べた割合が5%以上であること。

ロ) 「全体」の売上高が前年同月比で全体の5%減少。

申請様式：5号（イ）③

(計算式)

イ) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額の割合。

- A 最近3か月間又は6か月間の指定業種に属する事業の売上高等
- B Aの期間に対応する前年同期間の指定業種に属する事業の売上高等
- D Aの期間に対応する前年同期間の全体の売上高等

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \geq 5\%$$

ロ) 企業全体の売上高等の減少率

- C Aの期間の全体の売上高等

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \geq 5\%$$

4. 必要書類：○は必須、△は該当者のみ必要、各1通

NO	法人	個人		
1	○	○	認定申請書（市所定様式、市HPよりダウンロード） ※下記①～③の条件から様式を選択。	
			条件	使用する様式
			①全ての業種が「指定業種」の場合 （一業種のみの場合も含む）	第5号－イー①
			②主たる（1年間の売上高等が最も多い）業種が「指定業種」	第5号－イー②
			③複数の業種があり「指定業種」もある	第5号－イー③
2	○	○	認定申請書の確認シート（市所定様式、市HPよりダウンロード） ※5号の通常版のものを使用ください。	
3	○	○	直近1年間の売上高における事業構成申告シート	
4	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの、コピー・インターネット謄本可）	
5		○	確定申告書(最新のもの1期分)	
6	○	○	最近3か月間又は最近6カ月の「指定業種」における月別売上高等が確認できる書類	
7	○	○	NO.6の期間に対応する、前年同期間の「指定業種」における月別売上高等が確認できる書類	
8	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）	
9	△	△	事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類(謄本等で市内にあることが確認出来ない場合)	
以下は「指定業種」以外に売上高等がある場合のみ				
10	△	△	最近3か月間又は最近6カ月の「全体」の月別売上高等が確認できる書類	
11	△	△	NO.10の期間に対応する、前年同期間の「全体」の月別売上高等が確認できる書類	

※認定申請書・確認シートにおける数値について

- 数値確認書類と確認シート及び認定申請書の数値が一致するようにしてください。数値は1円単位まで記載するものとし、「千円」等の省略は認めません。但し、法人事業概況説明書等の数値根拠書類が「千円」単位である場合、確認シート及び申請書の数値を「000(0を3つつける)」にしてください。(例：数値根拠書類：135千円→認定申請書：135,000円)

※NO.6、7、10、11の「月別売上高等が確認できる書類」とは、

- 月次試算表、法人事業概況説明書、確定申告書、取引先別の内訳が記載されている売上帳簿等の客観的に確認できる書類のことです。
- レシートや領収書のコピーだけでは上記の証票と認められませんのでご注意ください。これらとともに、売り上げの実績額がわかる積み上げの計算書をご用意ください。
- 申請者名の記載がない書類、又はExcelやWord、手書き等で作成した書類は、事業者名の記載及び実印(申請者が個人事業主であれば個人の実印、法人であれば法人の実印です)を捺印してください。

※NO.11の「事業実態が佐倉市にあることが確認できる書類」とは

- 決算書、確定申告書、許認可証、納税書、公共料金納付書等の、事務所の所在が確認できる公的書類になります。

(本件についてのお問い合わせ先)

佐倉市海隣寺町97

佐倉市役所 産業振興部 商工振興課

電話 043-484-6529